

食中毒の発生について

平成16年7月24日11時、滋賀県生活衛生課から奈良市保健所へ「草津保健所に同管内の医療機関より食中毒症状を呈している者を治療している旨の電話があった。草津保健所が調査をしたところ、7月23日午後3時頃に栗東市内の3家族6人が集まり、お菓子（饅頭、スナック菓子、コーヒー、カルピス、氷菓）を食べうち5人が18時頃から下痢、嘔吐、発熱等の症状を呈しており、発症者の共通食は7月18日に奈良市内の菓子店で買った饅頭であることが判明した」との通報がありました。このことから市保健所に対し、当該饅頭に係る苦情の有無等について調査の依頼がありました。

また、7月27日17時、滋賀県生活衛生課から、饅頭の残品及び発症者2名の便より黄色ぶどう球菌及びエンテロトキシンが検出されたとの通報がありました。

奈良市保健所で調査したところ、当該饅頭は、7月17日に製造され161個販売されており、7月28日現在、市保健所及び当該菓子店にも同様苦情等は寄せられておりませんが、滋賀県の調査結果から、発症者の共通した食べ物は饅頭であること、当該饅頭の残品から検出された菌と患者の便より検出した菌の型が一致したこと、診察した医師から食中毒の届出があったことから、奈良市保健所は当該菓子店で製造販売された饅頭を原因とする食中毒と断定しました。

なお、発症者は全員回復しています。

発症者	発症日時	7月23日18時
	症状	下痢、嘔吐、発熱等
	発症者数	5名
	受診者数	4名
原因食品	焼菓子 : 賞味期限7月24日	
病因物質	黄色ブドウ球菌（コアグラゼ 型、エンテロトキシンA型）	
原因施設	住所 氏名 所在地 施設名 営業の種類	（行政処分が終了していますので、施設情報等を削除しています） 菓子製造業
措置	平成16年7月29日 から 7月30日 まで 2日間の営業停止 施設の清掃消毒及び衛生講習の受講を指示	

[備 考]

検査関係	発症者検便 : 4名中2名から黄色ブドウ球菌						
	饅頭 : 黄色ブドウ球菌						
発生状況 ()内は 受診者	年 齢	10歳未満	30歳代				合 計
	男 性	1(1)					1(1)
	女 性	2(2)	2(1)				4(3)
	合 計	3(3)	2(1)				5(4)

[参 考]

<p>奈良市における食中毒発生状況(ただし、本件を含まない)</p> <p>本年度発生件数(H16.4~) : 1件 、 患者数 : 2名 、 死亡者数 : 0名 昨年度の発生件数 : 1件 、 12名 、 0名</p> <p>黄色ブドウ球菌</p> <p>黄色ブドウ球菌は、人の生活環境に広く分布しており、健康な人の皮膚、鼻粘膜、咽頭、毛髪などにも常在することがあり、化膿を起こす代表的な細菌です。食品中で増殖してエンテロトキシンと呼ばれる毒素を産生し、その毒素によって食中毒を起こします。2000年6月には、加工乳を原因食とするブドウ球菌による大型の集団食中毒が発生し、大きな社会問題となりました。</p>

〔 奈良市保健所生活衛生課 〕
 TEL : 23 - 6172